

法人 NAVI

VOL.
144

<http://a-hojinkai.or.jp/>
(ホームページアドレス)

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

法人会税制アンケート調査にご協力をお願いします。

「税制アンケート調査在中」

- アンケート調査期間 2025年4月中旬～5月初旬
- 回答締切日 2025年5月7日(水)



公益社団法人

April.2025
朝霞法人会

法人会は会社経営の効率化のために e-Tax の普及を支援しています。



ホームページは
こちらから

公益社団法人 朝霞法人会 第14回定時総会のお知らせ

場	所	ベルセゾン
日	時	令和5年5月26日(月)
総	会	午後4時～5時15分
懇	親 会	午後5時30分～

CONTENTS

表紙	1
「第14回定時総会のお知らせ」「CONTENTS」・「SCHEDULE」	2
「法人会の税制改正に関する提言の主な実現項目」	3
「法人会の税制改正に関する提言の主な実現項目」	4
「e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!」	5
「e-Taxを利用した納付のしかた(源泉所得税)」	6
「県税からのお知らせ」	7
「自主点検チェックシートとは?」	8
「法人会自主点検チェックシートを活用していますか?」	9
「令和7年賀詞交歓会」	10
「青年部会税務研修会」「女性部会税務研修会」	
「日高利美氏講演会」「渡邊智恵子氏講演会」	11
「青年部会レーシングカート」「女性部会親睦研修会」	
「第8回志木さくらフェスタ」「第19回黒目川花まつり」	12
「1月期新設・決算・DX 研修会」「3月期新設・決算・DX 研修会」	
「令和6年度第3回理事会」「エコキャップ回収運動」「新座市こぶし福祉基金」	13
広告(朝霞支部・志木支部)	14
広告(和光支部・新座支部)	15
広告 大同生命保険(株)・AIG損害保険(株) 埼玉支店 アフラック	16

SCHEDULE

4月25日(金)	令和7年度第1回理事会(朝霞市民会館)
5月10日(土)	志木市川と街をきれいにする運動(新河岸川・柳瀬川等)
5月20日(火)	「新設・決算・DX 研修会」(朝霞税務署)
5月26日(月)	第14回定時総会(ベルセゾン)
6月20日(金)	生活習慣病健診(朝霞市民会館)
6月23日(月)	生活習慣病健診(朝霞市産業文化センター)



法人会キャラクター
「けんた」

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニムム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

〔法人課税〕

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。	・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 - イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 - ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・ 中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・ 「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・ 中小企業経営強化税制 - 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規

	模以上のもの)が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。
--	---

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

[その他]

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました(年収200万円以下は37万円上乗せ)。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます(上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円)。 ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ（e-Taxソフト（WEB版）を利用する場合）

※ e-Taxソフト（WEB版）はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト（WEB版）の準備をします。

e-Taxソフト（WEB版）をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Tax ホームページ「e-Tax ソフト（WEB版）のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出（送信）が必要です。e-Taxソフト（WEB版）を利用して開始届出書の提出（送信）を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト（WEB版）の操作方法については、e-Taxホームページ（e-Taxソフト（WEB版）ご利用ガイド）をご覧ください。



3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続（準備）を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

① ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方は e-Tax からダイレクト納付利用届出書を提出（送信）することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Tax での提出（送信）の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

令和6年4月1日以降、e-Tax の徴収高計算書データを送信する画面において「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示され、チェックを入れて送信すると、徴収高計算書データの送信と併せてダイレクト納付の手続が可能となりました。

※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌取引日に口座引落しされます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」（ペイジー）が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください（利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。）。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付できる金額は30万円以下となります。

※2 事前に Pay 払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続（準備）は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト（WEB版）を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

☆☆e-Taxを利用した納付のしかた（源泉所得税）☆☆

国税電子申告、納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備（前ページをご覧ください。）の後、ダイレクト納付などによる納付が可能となります。

e-Taxソフト（WEB版）を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト（WEB版）にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書（納付書）が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
 次回の年末調整関係書類送付時から納付書の送付（郵送）を省略いたします。

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

① ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。

③ クレジットカード納付を利用する場合

画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

画面の「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマートフォン決済専用サイト」（スマートフォン専用）へアクセスします。

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

「受信したデータが送信されました。」
 通知内容は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の「メッセージボックス」からご確認ください。

※ 納付方法の選択にご注意ください

選択された納付方法が完了しない場合、お支払い方法が「クレジットカード」になっている場合は、納付を中止された場合、二重に納付されるお支払いが原因で発生する可能性があります。

利用者の番号: 20250202020202020202
 氏名: 株式会社 株式会社
 代表取締役: 代表取締役
 会社番号: 20250202020202020202
 会社住所: 20250202020202020202

ダイレクト納付

指定した期日より前日までに納付を行うことができます。

①

今すぐに納付される方
 納付日を指定される方

電子納税

「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の「メッセージボックス」から「電子納税」の通知が表示されます。
 「電子納税」の通知が表示された場合は、お支払い方法が「クレジットカード」になっている場合があります。

お支払い方法: クレジットカード
 納付金額: 0.00円

インターネットバンキングより電子納税を行う場合は、「インターネットバンキング」ボタンをクリックしてください。

②

インターネットバンキング

クレジットカード納付

クレジットカードより納付を行う場合は「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスしてください。
 なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の「メッセージボックス」からご確認ください。

氏名: 株式会社 株式会社
 代表取締役: 代表取締役
 会社番号: 20250202020202020202

③

クレジットカード納付

スマホアプリ納付

「国税スマートフォン決済専用サイト」は、スマートフォン専用サイトです。
 「国税スマートフォン決済専用サイト」は、スマートフォン専用サイトです。
 「国税スマートフォン決済専用サイト」は、スマートフォン専用サイトです。

お支払い方法: クレジットカード
 納付金額: 0.00円

④

スマホアプリ納付

3. 納付

① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

「自動ダイレクト」を利用する場合は、「1. 徴収高計算書データの作成・送信」時にチェックボックスにチェックを入れてください。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので、内容を確認し納付手続を行います。

③ クレジットカード納付を利用する場合

「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。

※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。

2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。

4 スマホアプリ納付の場合、納付手続完了後、「スマホアプリ納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

県税からのお知らせ

インターネットでカンタン申告・納税！

地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」をご利用いただくと、窓口に出かけることなくオフィスや自宅から、法人県民税・法人事業税の申告・納税ができます。

簡単に申告書を作成することができる作成支援機能により、税務ソフトウェアとの連携も可能です(eLTAX 対応ソフトに限ります)。

また、電子申告に引き続いて、申告データをもとに納付情報を発行して、「地方税共通納税システム」により、一度の手続で全ての地方公共団体に対して電子納税をすることができます。

申請書等の提出や、個人住民税の特別徴収分に関する報告書等の提出・電子納税など、eLTAXでできる地方税の手続は広がっています。

ますます便利になっていくシステム「eLTAX」を是非ご利用ください。

利用開始手続など詳しくは、

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
をご覧ください。

※平成30年度税制改正により、大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税の申告は、eLTAXにより提出しなければならないこととされました。

また、埼玉県では、令和2年10月に発送する予定申告から、eLTAXで電子申請を行っている法人の皆様に対し、納付書・申告書等様式の事前送付を廃止しています。送付再開を希望した法人への申告書・納付書の送付は、令和5年度(令和6年3月発送分)までとさせていただきます。

【お問合せ先】

eLTAX(エルタックス)ヘルプデスク【電話 0570-081459(ハイシンコク)】

※上記の電話番号でつながらない場合【電話 03-6745-0720】

※各県税事務所又は県税務課

【TEL048-830-2657 FAX048-830-4737】

自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート（国税庁後援）」を作成しています。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○点検項目チェック表		I 社内体制			
項目 番号	点検項目	点検欄			
		9/30	9/31	/	/
1	自社で使用する領収書等は定型化され、担当者の責任の下に保管されていますか。 ◎ 会社名は記載されていますか。 ◎ 適格請求書発行事業者である場合、記載要件を満たしていますか。 ◎ 自由に持ち出される可能性はありませんか。	○	○		
	解説 会社名を漏れることを防止します。内部の不正等を未然に防止します。 一通番号が付されていれば、なお良いでしょう。				
	重要な書類等（現金、通帳、権利証券等）は金庫に保管・施錠し、鍵は適切に保管されていますか。 ◎ 施錠されないところに保管されていませんか。 ◎ 未使用の小切手帳を管理していますか。 ◎ 鍵でも開けられるようになっていませんか。	×	○		
2	解説 盗難被害を小さくします。内部の不正等を未然に防止します。 鍵の管理を徹底すると、責任の所在が明確になります。				
	通帳、小切手帳等と印鑑は別の場所に保管されていますか。 ◎ 勝手に出金等ができないようになっていませんか。	○	○		
	解説 盗難被害を小さくします。内部の不正等を未然に防止します。 出金等の決裁体制があれば、なお良いでしょう。				

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で84の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を42項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

点検結果記入表 (9月30日点検分)		点検担当者	法人 太郎
項目 番号	点検結果	代表者記入欄 改善方針	
2	金庫に保管しているが、施錠していなかった。	確実に施錠し、鍵は○○が管理すること	

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「経営者のミカタ 法人会自主点検チェックシート」を配信していますので、是非ご活用ください。

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に（法人会 自主点検チェックシート）と記入することができます。

(5) 社内監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

17 加入組合等の 状況	朝霞法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	⋮

法人会の会員であることを
ご記入ください。

自主点検チェックシートの概要は、裏面をご覧ください。

「令和7年賀詞交歓会」開催

(志木支部)

令和7年1月21日(火)に志木市民会館仮設会議室において「志木支部賀詞交歓会」が開催されました。当日は49名の方にご参加頂き、ご来賓として櫻井志木市副市長、今村志木市議会議長、穂坂衆議院議員、岸田衆議院議員、鈴木県議会議員をお招きしご祝辞を頂きました。



榎本支部長挨拶



川合会長挨拶



志木市櫻井副市長挨拶



鈴木埼玉県議会議員挨拶

(新座支部)

令和7年1月28日(火)に堀天にて「新座支部賀詞交歓会」が開催されました。当日は69名の方にご参加頂き、ご来賓として並木新座市長、島田新座市議会議長、穂坂衆議院議員、岸田衆議院議員、平松埼玉県議会議員をお招きしご祝辞を頂きました。



浅田支部長挨拶



川合会長挨拶



並木新座市長挨拶



島田新座市議会議長挨拶

(朝霞支部)

令和7年2月4日(火)に朝霞市民会館において「朝霞支部賀詞交歓会」が開催されました。当日は44名の方にご参加頂き、ご来賓として富岡朝霞市長、穂坂衆議院議員、岸田衆議院議員、上田参議院議員をお招きしご祝辞を頂きました。



川端支部長挨拶



川合会長挨拶



富岡朝霞市長挨拶



小池理事乾杯の挨拶

(和光支部)

令和7年2月7日(金)に柳鮎で「和光支部賀詞交歓会」が開催されました。当日は32名の方にご参加頂き親睦を深めました。



川曲支部長挨拶



川合会長挨拶



齋藤理事乾杯の挨拶



手塚監事 中締め挨拶

「青年部会税務研修会」開催

令和7年2月3日(月)に朝霞市民会館において「青年部会税務研修会」が開催され16名の方にご参加頂きました。当日は関東信越税理士会朝霞支部 山崎庄司税理士を招聘し、「令和7年度税制改正について」をテーマに改正点を分かり易く説明頂きました。なお対話形式の研修会であり、参加者は疑問点や不明点等をその場で質問し、他の参加者とも情報共有が出来る為大変有意義な研修会となりました。



講師の山崎庄司税理士



研修会風景

「女性部会税務研修会」開催

令和7年2月13日(木)に朝霞市民会館にて「女性部会税務研修会」が開催され20名の方にご参加頂きました。当日は関東信越税理士会朝霞支部 川名洋平税理士を招聘し、「令和7年度税制改正について」をテーマに改正点を説明頂きました。なお、時事ネタを交えての説明も頂き大変分かり易く面白い研修となりました。



講師の川名洋平税理士



研修会風景

なお、参加者より疑問点や不明点などの質問が相次ぎ、大変盛況な研修となりました。

「日高 利美氏 講演会」開催

令和7年2月10日(月)に大宮レイボックホールにて南部ブロック法人会(朝霞・浦和・大宮・上尾)主催による「日高 利美氏講演会」が開催されました。当日は125名の方にご参加頂き、「銀座のママに学ぶ経営術」をテーマに講演を頂きました。人とのつながりを大切に、相手の望んでいる事を積極的に実践することにより人との深い信頼関係を築くことが重要であることを具体例を上げお話を頂きました。経営者に大変参考となる内容となっており、大変好評な講演会となりました。



講演風景

左から2番目が講師の日高利美氏
左から3番目が朝霞法人会川合会長

「渡邊 智恵子氏 講演会」開催

令和7年2月19日(水)にベルセゾンにて「渡邊 智恵子氏講演会」が開催されました。当日は69名の方にご参加頂き、「22世紀に残すもの、100年企業を目指す」をテーマに講演頂きました。冒頭に自身の経歴を紹介され、女性として活躍する機会を与えてくれた高校の恩師、大学卒業後最初に就職された会社の社長とのエピソードを披露され、経営者は税金をきちんと納めること、赤字決算を出さないことが義務であり、決算は経営者の通信簿であるとお考えをお話されていました。又、循環型社会の実現の為衣類廃棄物を紙にして活用したり、増え続ける鹿、捨てられる鹿の鹿肉をペットの餌として活用したりと無駄を無くし地球に優しい社会実現に向け事業を展開されていることもお話を頂きました。

質疑応答では質問が後を絶たず、質問に対し質問者と向き合い丁寧にお話されていました。大変活気のある講演会となり盛況の内に散会となりました。



講師の渡邊智恵子氏



渡邊智恵子氏を囲んでの集合写真

「青年部会レーシングカート」開催

令和7年3月8日(土)秋ヶ瀬サーキットにて「青年部会レーシングカート」が開催されました。当日は34名の方にご参加頂き、サーキット側からの安全説明後、練習走行を行い、その後1組4名のチームで耐久レースを行いました。レーシングカートはスポーツ性、競技性、スピード感を手軽に楽しめるとともに、普段ではリアルに体験出来ない車でのレースを体験出来き、参加者も大変満足のいく内容となりました。レーシングカート体験後、「中々朝霞台店」にて懇親会を開催し、青年部会会員、入会予定者との交流を深めました。



集合写真



レース風景



参加者の懇親会

「女性部会親睦研修会」開催

令和7年3月12日(水)に「女性部会親睦研修会」が開催されました。当日は天候にも恵まれ、竹寺(医王山薬寿院八王子)【武蔵野観音三十三番結願所等】を散策、散策後は精進料理コースを堪能(四季の山菜と薬草を素材とした料理)、食事後は青梅に異動し、藍染工房で藍染体験を行いました。参加者は27名であり大変盛況な親睦研修会となりました。



集合写真



精進料理コースを堪能



藍染体験

「第8回志木さくらフェスタ」開催

令和7年3月22日(土)・23日(日)に「第8回志木さくらフェスタ」がいろは親水公園(全域)で開催されました。当日は音楽祭、地域交流物産販売、模擬店、花火の打ち上げ等盛り沢山の内容となっており、当日は多数の方が来場されました。朝霞法人会からは延べ12名の役員の方にご参加頂き、エア遊具・ポニー乗馬・小動物のふれあいコーナーでの業務、昼食の引取り運搬業務にご協力頂きました。当日ご協力頂きました役員の皆様に感謝申し上げます。



役員の集合写真



小動物とのふれあいコーナーでの業務

「第19回黒目川花まつり」開催

令和7年3月29日(土)・30日(日)に「第19回黒目川花まつり」が開催されました。

3月29日(土)はあいにくの雨や寒さにより来場の方はかなり少ない状況でしたが、3月30日(日)は晴天に恵まれた為来場者も多く、朝霞法人会テントにてホットドッグの販売や税の啓発用の小冊子の配付、「大船渡大規模山林火災」で被災された方に対する義援金の呼びかけを実施しました。ホットドッグは役員の皆様のご協力を頂き両日で500ケを完売しました。ご協力頂きました役員の皆様に心より感謝申し上げます。



ホットドッグの販売



ホットドッグの製造風景

「1月期 新設・決算・DX研修会」開催

令和7年1月24日(金)に朝霞税務署において「新設・決算・DX研修会」が開催されました。当日は関東信越税理士会朝霞支部 土屋雅一税理士を招聘し実務につき具体的説明を頂きました。又、公益財団法人埼玉県産業振興公社の大松洋一氏、小林誠氏を招聘しDX(デジタルトランスフォーメーション)の活用方法、メリット等を分かり易く説明頂きました。



土屋雅一税理士による新設説明会



土屋雅一税理士による決算説明会



小林誠氏によるDX説明会

「3月期 新設・決算・DX研修会」開催

令和7年3月21日(金)に朝霞市民会館において「新設・決算・DX研修会」が開催されました。当日は関東信越税理士会朝霞支部 新井康之税理士を招聘し実務につき具体的説明を頂きました。又、公益財団法人埼玉県産業振興公社の大松洋一氏、小林誠氏を招聘しDX(デジタルトランスフォーメーション)の活用方法、メリット等を分かり易く説明頂きました。DX説明会は令和7年度も定期的に開催予定となっており、DXの知識無くても基礎から学べる内容になっており内容もリニューアルとなりますので、初めての方、以前ご参加された方も含めご関心のある方は是非ご参加下さい。



新井康之税理士による決算説明会



小林誠氏によるDX説明会

「令和6年度 第3回理事会」開催

令和7年3月26日(水)に朝霞市民会館にて「令和6年度第3回理事会」が開催されました。当日は朝霞税務署船橋副署長をはじめ3名をお迎えし、令和7年度事業計画・予算案等につき協議が行われ承認となりました。



川合会長挨拶



朝霞税務署船橋副署長挨拶



理事会風景

「エコキャップ」の回収運動

女性部会の通年活動である「エコキャップ」回収運動につき、令和6年度も女性部会の皆様の多大なるご尽力によりエコキャップ15袋(45,150個)を回収させて頂きました。エコキャップはNPO法人エコキャップ推進協会へ提供させて頂きました。令和7年度も通年活動として取り組んでいきますので引き続き皆様のご協力をお願いします。



令和六年度回収エコキャップ
(45,150個)

「新座市こぶし福祉基金」へ寄付金贈呈

令和7年3月24日(月)に新座市並木傑市長と面談し、「新座市こぶし福祉基金」へ寄付金として21,617円を贈呈致しました。寄付金は令和6年10月13日(日)・14日(月)に開催されました「令和6年度新座市民まつり商工祭」でのうどん販売の売上の一部を寄付金とさせて頂いており毎年実施させて頂いております。



浅田支部長より並木新座市長に
「新座市こぶし福祉基金」として寄付金贈呈

朝霞支部


 を知っているから
できること。

お部屋探しは
 東武東上線沿線で圧倒的な
 管理実績を誇る
 リゾンへお任せ下さい。

株式会社リゾン
 〒351-0021 埼玉県朝霞市西弁財2-4-40リゾン本社ビル
 リゾン 検索
<https://www.lizon.co.jp>
 ☎ 0570-010-211 (代案ナビダイヤル)

医療法人社団 泰峰会 ヤナセ歯科医院

院長 医学博士 築瀬武史
 神奈川歯科大学 客員教授
 公益社団法人 日本口腔インプラント学会 理事・指導医・専門医
 公益社団法人 日本歯科先端技術研究所 会長

朝霞市東弁財1-3-9 イーストアレービル4F
 Phone 048-476-0156
<http://www.yanase-dental.com>

KAWAI LUMBER

よい住宅にはよい建築資材をお届けする
 〒351-0025 朝霞市三原5-10-21
 TEL 048-461-0327
 FAX 048-461-3246

環境に優しい“クリアファイル” いかがですか？

LIMEX製 クリアファイル
 お気軽にご用命ください！

KYOEIDO 協永堂印刷株式会社
 〒351-0024 朝霞市泉水2-8-21
 TEL 048-462-1311

ライメックス
 LIMEXは、
 石灰石から
 生まれた、紙・プラ
 スチックの代替品。

水と木の
 資源を守る
 新素材です。

志木支部

快適な生活は住まいの水まわりから

株式会社 上原水道

志木市
 上宗岡2-16-35
 ☎ 471-2339
 472-0173



電気設備工事

地域と建設産業と共に!!

株式会社 ムトー電気産業

〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡3-4-29
 TEL 048(473)3630(代)
 FAX 048(471)6111
 E-mail:info@muto-den.jp

すぐれた技術と迅速な施工
 土木・建築・舗装・造園工事・設計施工



木下建設株式会社

代表取締役社長 木下 武久

本社 志木市下宗岡 4-15-24
 ☎ (048)472-5757
 支店 和光市本町 3-2 ラスティビル 302
 ☎ (048)465-4487

川魚料理専門店



鯉 清

創業 明治11年
 志木市上宗岡 2-15-53
 電話 048(471)1188・0367

和光支部

コックさん、板前さん

のプロの味を工業化、製造する天然調味料メーカーです。
多少にかかわらずご用命ください。
試作、調合にご協力させていただきます。



ボーエン化成株式会社

代表取締役 伊藤 雅己

和光市新倉7-9-32

電話 / 048(461)1808

FAX / 048(461)1667



管工事・土木工事・舗装工事
設計施工
和光市・朝霞市・志木市・新座市
指定上下水道工事店

株式会社 上原工業

代表取締役 上原 哲也

〒351-0115 和光市新倉2-31-5

TEL:048-461-1854 FAX:048-466-1961

Mail:uehara-kogyo@zpost.plala.or.jp

建設機械の事なら何でも

建設荷役車両特定自主検査業登録
一般土木建設機械修理販売レンタル

株式会社 タケカワ建機

〒351-0115 埼玉県和光市新倉4-18-15

TEL(048)465-3130

FAX(048)466-3199

高度な技術と堅実な仕事

電機・空調・設備工事設計施工

「スイッチ一つからトータルサポート」

株式会社 まつもと電機

代表取締役 石田 太平

〒351-0101 埼玉県和光市白子 2-9-18

TEL 048-465-8711

FAX 048-463-7459

新座支部

ベルセゾン

会議・講演会:4名様~200名様

ご宴会:4名様~160名様(着席)

各種ご宴会・会議承ります

※予算・レイアウト等ご相談下さい。

<http://www.bellesaison.co.jp>

新座市東北2-27-14(志木駅南口徒歩3分)

TEL048-475-1122

味のおもてなし

ご法要・ご法事・落成・上棟式・ご結納・長寿の祝
〈最新カラオケ設備あり〉〈宴会5名~100名様迄〉

営業時間 AM11:00~PM11:00

寿司・割烹 堀 天

新座市堀ノ内1-11-11 ☎478-0184

駐車場完備

印刷の ことなら HANDA printing

株式会社 ハンダ



保護犬応援カフェ

Luck Lick
Supporting Rescued Dogs

☎048-477-1228

ワンちゃんがなくても
ご利用になれます。

埼玉県新座市道場 2-7-7
☎048-477-1171
info@handa-print.com



業務災害・賠償保険専門
保険代理店

安全第一

株式会社 セーフティーファースト

〒331-0814

埼玉県さいたま市北区東大成町2-277-9 ADOビル

TEL:048-767-8983 FAX:048-767-8984

E-MAIL:info@safetyfirst.co.jp

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

**1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。**

○保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。

○この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありませぬ。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありませぬ。

○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。

○当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取り扱いとなることがあります。

○この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

○ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



大同生命保険株式会社

埼玉西支社/埼玉県川越市脇田本町6-20(くぼたビル6F)
TEL 049-246-1766



AIG 損害保険株式会社

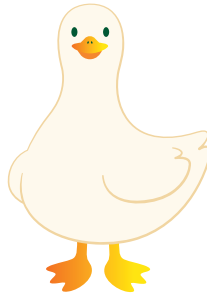
埼玉支店/埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54
TEL 048-641-4050

F-2019-1016(2019年8月27日)
19-073026 2021-8

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご契約いただけます。

がんを含む

病気や
ケガの
備えに



— 月額保障×サービスでつくる —
新しい形の医療保険
REASON

心配な
「がん」の
備えに



保障と相談サポートで
あなたによりそう
がん保険
ミライト

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社



アフラック

埼玉総合支社 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル14F
法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



P24250-2504008